

学校教育課

担当：庶務チーム 濱野

(0562-36-2681)

修学旅行中止に伴うキャンセル料の補助対象を拡大します

修学旅行のキャンセル料のうち、旅行会社へ支払う「企画料相当額」は、補助対象としていましたが、新たに、出発予定日の直前に修学旅行を中止することとなった場合に発生する「旅行会社の規約による取消料相当額」も補助対象とします。

1 概要

- (1) 補助対象者
修学旅行に参加申込みをしていた児童生徒の保護者
- (2) 新たに対象としたキャンセル料
緊急事態宣言が延長された場合に発生する可能性がある「旅行会社の規約による取消料相当額」：旅行開始日前にキャンセルした時期によって発生する取消料

2 事業費

全10小学校 4,754千円

3 効果

児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染防止につなげるとともに、保護者の経済的な負担軽減を図る。

4 その他

全5中学校は、既に修学旅行を実施済み。